

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁰⁴〕消費税その16

法人の消費税中間申告と納付期限について

Q 法人の消費税中間申告制度について教えてください。また近年創設された任意の中間申告制度について教えてください。

A 消費税の課税期間は原則として1年とされていますが、中間申告制度が設けられています。

中間申告書の提出が必要な事業者は、前事業年度の消費税額（注1）が48万円を超える者です。

ただし、課税期間の特例制度を適用している事業者は、中間申告書を提出する必要はありません。

なお、設立（合併による設立は除きます）日の属する課税期間及び3か月を超えない課税期間については、中間申告書を提出する必要はありません。

中間申告書は直前の課税期間の確定消費税額（注2）に応じて次のようになります。

| 直前の課税期間の確定消費税額 | 48万円以下 | 48万円超～400万円以下 | 400万円超～4,800万円以下 | 4,800万円超 | |
|----------------|--|---|---|---|--------|
| 中間申告の回数 | | 年1回 | 年3回 | 年11回 | |
| 中間申告・納付期限 | 原則、中間申告不要 ただし、任意の中間申告制度あり(注3) | 各中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内 | | | 図1のとおり |
| 中間納付税額 | | 直前の課税期間の確定消費税額(注2)の1/2(注4) | 直前の課税期間の確定消費税額(注2)の1/4(注4) | 直前の課税期間の確定消費税額(注2)の1/12(注4) | |
| 1年の合計申告回数 |  年1回 (確定申告1回) |  年2回 (確定申告1回、中間申告1回) |  年4回 (確定申告1回、中間申告3回) |  年12回 (確定申告1回、中間申告11回) | |

（注1）地方消費税は含みません。

（注2）「確定消費税」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税額をいいます（地方消費税は含みません。）

（注3）「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、任意の中間申告制度が創設されました。

（注4）中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することになります。

図1 年11回の中間申告の申告・納付期限は、以下のとおりになります。

| | |
|-----------|--|
| 中間申告・納付期限 | その課税期間開始後の1か月分→その課税期間開始日から2か月を経過した日から2か月以内 |
| | 上記1か月分以後の10か月分→中間申告対象期間の末日の翌日から2か月以内 |

なお、各中間申告対象期間について仮決算を行い、計算した消費税額及び地方消費税額により、中間申告・納付することができます。仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎての提出はできません。仮決算を行い、中間申告において計算した税額がマイナスとなった場合でも、還付を受けることはできません。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（注5）から自主的に中間申告・納付することができます。

中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の $\frac{1}{2}$ の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。なお、任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2か月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

また、中間申告義務のある事業者が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません。（中間納付することができないこととなります）

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

中間申告及び任意の中間申告ともに、納付税額がある場合には、確定申告の際にその納付税額が控除され、控除しきれない場合には、還付されます。また、納付すべき消費税額及び地方消費税額の納付が遅れた場合、納付の日までの延滞税を本税と併せて納付することになるので注意が必要です。

（注5）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

（税制委員会：赤羽 総一郎、青木 稔、藤澤 利幸
グループ稿）
（監修：関東信税理士会 松本支部）